

環境省における温泉地活性化の今後の進め方について (論点案)

1. 温泉地活性化について、環境省の役割、環境省に求められること、環境省の強みは何か。

【参考】

- 温泉とは国民共有の資源であり、かつ将来世代においても引き継いでいくべき資源
- 温泉法を所管
 - 温泉資源の保護、災害防止等の安全・安心の確保を図りながら活性化を図ることができる。
 - 温泉の効能や禁忌症等を決定しており、温泉自体のポテンシャルを最大限に活用できる。
 - 国民保養温泉地制度を活用できる。
- 自然公園法やエコツーリズム推進法を所管
 - 自然資源を活用した地域活性化を行うことができる。
- 地球温暖化対策を推進する立場であり、温泉熱の活用についての実績及び補助制度を有する

2. 環境省が進める温泉地活性化のターゲットはどこに置くのが適当か。

【参考】

- 全国に温泉地は約 3,000 ヶ所
- 温泉利用宿泊施設は 13,108 施設
- 国民保養温泉地は 97 カ所、近年は新規指定が増加傾向

【ポイント】

- 温泉旅館のみでなく地域全体での活性化が重要
- 特に国民保養温泉地のあるべき姿を描くことが重要
- 資源の保護と利活用のバランスが重要
- 温泉の効能のエビデンスや方向性を提示することが重要

<主として第2回で議論を予定>

3. 温泉地活性化の具体策はどのようなものが考えられるか。

【温泉地サミットにおいて出された例など】

- あるべき国民保養温泉地像
 - ゆったり滞在できる温泉地
 - 滞在型プログラム（クアオルト、エコツーリズム等）の充実
- 国立公園満喫プロジェクトへの貢献（温泉地から国立公園への誘客）
- O N S E N ・ ガス ト ロ ノ ミ ー ツ ー リ ズ ム など に 代 表 さ れ る 地 域 資 源 （ 自 然 、 歴 史 、 食 等 ） を 活 用 し た 民 間 等 の 事 業 へ の 協 力
- 温泉地と企業等多業種との連携
- 「O N S E N 文 化」 の ブ ラ ン ド 化 ・ 情 報 発 信
- 表彰、顕彰制度の活用・創設
- 温泉熱の利用も含めた地域の資源活用計画の策定支援

4. 温泉地活性化を進める上での体制、役割分担等

【ポイント】

- 基本的には地域と民間事業者が主体となるべきもの
- 温泉地に関わる主体（国、地方自治体、観光協会、民間、地域住民等）の役割分担の整理が必要